

多気町国民保護計画 改定概要

1. 国民保護のためのシステムに関する改定

国民保護に関する以下のシステムに関する箇所を計画に位置付ける。

○全国瞬時警報システム（Jアラート）

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム

○緊急情報ネットワークシステム（Em-net）

全国の地方公共団体等の関係機関に緊急情報を文字情報で伝達するシステム

○安否情報システム

国、地方公共団体が安否情報を共有して国民からの照会に回答できるよう安否情報事務を効率的に行うためのシステム

2. 災害時要援護者に関する改定

「災害時要援護者」、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の用語について町地域防災計画にあわせて下記の通り整理し、「災害時要援護者」から「要配慮者」及び「避難行動要支援者」に改定するとともに、避難行動要支援者及び避難行動要支援者名簿について計画に位置づける。

○「災害時要援護者」：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。

（H18災害時要援護者の避難支援ガイドライン）

○「要配慮者」：乳幼児、高齢者、障害者、外国人、旅行者等の特に配慮を要する方（災害対策基本法）

○「避難行動要支援者」：要配慮者のうち、災害時等に自ら避難することが困難は方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方（災害対策基本法）

3. 時点変更、町の組織改編及び所管省庁の名称変更等による改定

【改定点】

- 国民保護に関する法律の名称の変更に関する改定
法律の名称変更とそれに伴う用語の変更
 - 指定行政機関に関する改定
省庁の改編、追加、削除
 - 町の地理的、社会的特徴に関する時点変更
データを最新のものに修正
不要な図の削除とそれに伴う図番号の変更
 - 町の組織改編等に関する改定
部局名及び業務の精査
町対策本部長（町長）に事故があったときの代理の指揮者の精査
町危機対策本部の構成等の精査
町対策本部各班の主要な業務の精査
 - 県の組織改編に関する改定
所管県担当部局名の精査
-

4. その他

【改定点】

- 訓練に関する改定
訓練を実践的のものとするよう努めることを記載
- 避難施設に関する改定
県への協力に関して具体的に記載
- 備蓄に関する改定
防災備蓄に加えて、武力攻撃事態等において特に必要な資材について記載
- 武力攻撃事態等合同対策協議会に関する改定
武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合の国との相互協力について記載
- 大規模集客施設等における避難に関する改定
大規模集客施設等との連携し、滞在者への対策をとることを記載
- 周知に関する改定
避難住民の誘導について、「弾道ミサイル攻撃」、「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」、「着上陸侵攻」の場合を具体的に記載
- 救援事務移管に関する改定
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」の所管の変更
- 武力攻撃原子力災害に関する改定
モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施及び飲食物の摂取制限等について、三重県地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じるよう記載